様式２

# 随意契約結果表(委託等契約)

| | |
|---|---|
| 所属名 | 行政法務課 |
| 契約締結年月日 | 令和８年９月８日 |
| 契約者名 | 田邊　護 |
| 契約名 | 訴訟委任契約（東京高等裁判所令和８年（ネ）第４４３号事件の判決を不服として申し立てられる上告受理事件） |
| 契約金額<br>（税込み） | 着手金　　５５０，０００円<br>成功報酬　１，１００，０００円 |
| 随意契約理由 | 訴訟代理委任契約は、委任先である弁護士に一定の能力、信頼等が要求されることから、その性質上、競争入札に適しないので、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により、随意契約によることができる。<br>また、令和３年３月３１日開催の県議会全員協議会での説明を経て定めた「訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針」においては、「訴訟代理人弁護士は、事件に係る法令、法律事務及び訴訟に最も精通した者を知事が選任する。」としている。<br>田邊護弁護士は、本事件についての第一審及び控訴審の訴訟代理人を務めており、本件の内容及び関係法令を最も熟知している者であることから、上記指針の「事件に係る法令、法律事務及び訴訟に最も精通した者」に該当する。<br>また、上告審においては第一審及び控訴審における原告・被告双方の主張立証の内容を踏まえて主張を行う必要があり、第一審及び控訴審の訴訟代理人を上告審においても訴訟代理人として選任することが合理的である。<br>よって、本事件に係る訴訟代理人は田邊護弁護士が最適であるから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により、田邊護弁護士との随意契約を行うこととする。 |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 |